

事例番号:310263

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 3 日

15:40 頃 性器出血あり

16:30 搬送元分娩機関を受診

時刻不明 膣鏡診で凝血塊あり、超音波断層法で胎盤の肥厚および後血腫あり

17:10 常位胎盤早期剥離の診断で当該分娩機関に母体搬送となり入院、超音波断層法で胎児心拍認めず

#### 4) 分娩経過

妊娠 36 週 3 日

17:16 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出、子宮は暗赤色に変色

胎児付属物所見 胎盤全面剥離、凝血塊あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 3 日

(2) 出生時体重:2828g

(3) 臍帯静脈血ガス分析:pH 6.800、PCO<sub>2</sub> 103mmHg、PO<sub>2</sub> 22.1mmHg、

HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 15.1mmol/L、BE -17.4mmol/L

- (4) Apgarスコア:生後1分0点、生後5分0点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管
- (6) 診断等:
  - 出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症(Sarnat 分類重症、Thompson18点)
- (7) 頭部画像所見:
  - 生後10日 頭部MRIで大脳基底核、視床に異常信号を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

### <搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
  - 医師:産科医1名
  - 看護スタッフ:助産師2名、看護師1名

### <当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
  - 医師:産科医2名、小児科医2名、麻酔科医1名
  - 看護スタッフ:助産師1名、看護師3名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離によって胎児低酸素・酸血症をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠36週3日の15時40分頃またはその少し前の可能性があると考える。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

## 2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関における電話対応(子宮収縮、出血の訴えに対し、受診指示)は一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関における受診時の対応(腔鏡診、内診、超音波断層法)および常位胎盤早期剥離と診断したことは一般的である。
- (3) 常位胎盤早期剥離の診断で当該分娩機関に母体搬送したことは一般的である。
- (4) 当該分娩機関入院時の対応(超音波断層法)および搬送元分娩機関から連絡があった時点で帝王切開を決定したこと(「原因分析にかかる質問事項および回答書による」)は、いずれも一般的である。
- (5) 当該分娩機関到着から6分後に児を娩出したことは適確である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)および当該分娩機関 NICU に入室としたことは、いずれも一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

緊急時で、速やかに診療録に記載できない場合であっても、対応が終了した際には、経過について診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例は破水時刻、超音波断層法の検査所見、パタルシンの測定結果、母体搬送決定・依頼時刻等の記載がなかった。観察事項や妊産婦に対して行われた処置は詳細を記載することが重要である。

#### (2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたら

された場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内  
で事例検討を行うことが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討  
すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。